

令和 9 年度 紙パック収集運搬業務委託特記仕様書

1 目的

この仕様書は、姫路市が委託する令和 9 年度紙パック収集運搬業務において、特別に定める事項について示したものである。

2 収集品目

紙パック

3 収集場所及び収集運搬時間

(1) 収集場所

共通仕様書別表に示す地区（小学校区）に設けられた粗大ごみステーション

参考年間ごみ量

紙パック	約 40 t
------	--------

※ 上記参考年間ごみ量は、令和 7 年度ごみ量を基としているため、実際のごみ量と異なる場合があることを承知すること。期間中のごみ量と異なる場合でも委託料の増額は行わない。

(2) 収集運搬時間

原則として、別紙「共通仕様書」に定めるとおりとする。

4 搬入について

(1) 搬入先

エコパークあぼし（姫路市網干区網干浜 4 番地 1）

(2) 搬入時間

収集した当日の午後 4 時までに搬入するよう努めること。

5 使用車両及び従事者等

(1) 使用車両

飛散・流出防止対策をした収集運搬車両（塵芥車を除く。）を用いること。本業務に用いる車両には、本業務に関する収集品目以外の混載はしないこと。

(2) 従事者等

軽四自動車を使用する場合、1 台につき 1 名の者により従事することを認める。

6 その他

(1) 粗大ごみステーションによっては、紙パックが専用のカゴ以外の場所に排出され、又は他の品目に埋もれていることがあるため、紙パック以外の品目にも注視して、積み残しがないか確認すること。

- (2) 粗大ごみステーションの清潔を維持するため、常に清掃用具を携行し、飛散したごみは回収し、必ず清掃すること。
- (3) 粗大ごみステーションの紙パック収納用カゴに紙パック以外の異物がないか確認し、異物が混入することのないよう努めること。
- (4) 紙パックを車両に積み込んだ後の収納用カゴは、散乱しないよう粗大ごみステーションの一角に集めるなど、粗大ごみステーションの整頓に努めること。